

被保険者 各位

カシオ健康保険組合

## 令和8年度 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額改定について

平素よりカシオ健康保険組合の業務運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

任意継続被保険者の保険料にかかる標準報酬月額は、健康保険法第47条に基づき「資格喪失時の標準報酬月額」または「前年の9月30日における全被保険者の標準報酬月額」のいずれか低い額をもって決定しております。

つきましては令和7年9月末における標準報酬月額の金額458,041円に基づき令和8年度より

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額が**470千円に改定**となりますのでお知らせいたします。

### 【変更点】

変更前		変更後	
	令和8年3月分保険料まで		令和8年4月分～保険料
内容	資格喪失時の標準報酬月額または <b>440千円</b> のいずれか低い額		資格喪失時の標準報酬月額または <b>470千円</b> のいずれか低い額。 令和8年4月1日取得の方から対象。 (3月31日退職)

年度	令和7年度	令和8年度
標準報酬月額上限	440千円	<b>470千円</b>
健康保険料	38,280円	<b>40,890円</b>
介護保険料	7,216円	<b>7,708円</b>
合計額	45,496円	<b>48,598円</b>

### 注 意 点

・今後退職後に任意継続加入をご検討される方は参考になさってください。

例) ★令和8年4月20日退職の方が任意継続の加入する場合

→ 在職中の標準報酬月額が530千円の方は470千円になります。

※標準報酬月額470千円以上の方は全員任意継続加入後は470千円になります。

→ 在職中の標準報酬月額が360千円の方は360千円になります。

※標準報酬月額470千円以下の方は任意継続加入後は退職時と同じ標準報酬月額になります。

★自分自身の標準報酬月額がわからない場合

→ 給与明細の左下に記載があります！

・既に任意継続加入中の方も改定後の上限が適用されます。

資格喪失時（会社退職時）の標準報酬月額が470千円以上だった方は

上限額改定に伴い、令和8年度は標準報酬月額が440千円から470千円に改定されます。

### 【問合せ先】

カシオ健康保険組合

電話 03-5334-4263

email kenpo-tekiyou@casio.co.jp